

平成 20 年 5 月 22 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号  
六本木ヒルズ森タワー  
ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人

代表者名 執行役員

鈴木 博之

(コード番号：8981)

資産運用会社

ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社

代表者名 代表取締役

鈴木 博之

問合せ先 管理本部長

板橋 昇

TEL. 03-6439-0333

資産運用会社の社内規程（利益相反取引規程）の変更に関するお知らせ

ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託するジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、本日の取締役会において、下記のとおり、資産運用会社の利益相反取引規程を変更することを決定いたしました。その後、本日開催された本投資法人の役員会においても、その変更が承認されましたので、その内容をお知らせいたします。

## 記

## 1. 変更の内容

## i) 利害関係人等取引の範囲

利害関係人等に対する「運用資産の取得または譲渡」、「運用資産の賃貸」、「運用資産に係る1,000万円以上の不動産管理業務等委託」等が例示されていましたが、これに「その他の取引」を加え、原則、全取引を利害関係人等の取引としての行為基準の対象とすることを明記しました。下記軽微基準の創設以外に承認手続き等の変更はありません。

## ii) 軽微基準の創設

利害関係人等との一連の取引金額が100万円未満の場合に限り、第3者からの見積り価格等を比較検討し、資産運用会社の機関での審議・承認を行い、コンプライアンス委員会の外部専門家及び本投資法人役員会への事後報告を行うこととしました。

## 2. 変更の理由

資産運用会社では、利益相反のおそれのある者との取引等にかかる弊害の排除を目的に、資産の取得や運用資産の賃貸のみならず全ての取引について、利益相反取引規程に基づく承認手続きを適用する保守的な実務運営を行なっております。しかしながら、現行の利益相反取引規程では、限定列挙された取引のみがその対象と誤解される規定になっておりましたので、実務運用に合わせ全ての取引が対象となる旨を明示する規定に変更いたしました。また同時に、実務運用の効率化を図るため、軽微基準を設けました。

以上

\*本資料の配布先： 兜倶楽部、国土交通省記者会、国土交通省建設専門誌記者会

\*本投資法人のホームページアドレス：<http://www.jhrth.com/>